

令和元年度松浪地区市民集会

議 事 録

日 時 令和元年9月14日（土）
午後1時30分～

場 所 茅ヶ崎市松浪コミュニティセンター

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

本日は、「令和元年度松浪地区市民集会」にお集まりいただき、ありがとうございます。本日の司会進行を務めさせていただきます、松浪地区まちぢから協議会副会長でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の進行は、受付で配りました資料に沿って行います。議事次第、財政状況について、ごみ処理についての3部でございます。

始める前に、携帯電話、スマートフォンなどをお持ちの方は、マナーモードもしくは電源をお切りいただくよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に先立ちまして、松浪地区まちぢから協議会会長よりご挨拶を申し上げます。

○松浪地区まちぢから協議会会長

皆様こんにちは。本日は、松浪まちぢから協議会主催の市民集会においでいただきまして、誠にありがとうございます。また、行政からも市長をはじめ、両副市長、教育長にもお見えいただいております。副市長（A）は、現在、南湖地区の防災訓練に出ておられるということで、少し遅れてお見えになることになっております。そのほかに、茅ヶ崎市の各部長にもおいでいただきまして、本当にありがとうございます。

それにいたしましても、先般の台風15号は、千葉県をはじめとして大きな被害を出しております。ちょっと考えられないような鉄塔の倒壊や、街の街路樹、個人の家の木が倒れたことによって電柱やその他に被害があり、まだ房総の南側の都市では電気が来ていなく、電気・水道というライフラインが今回はだいぶやられました。台風が小さかったもので、「豆台風」なんて言われておりましたけれども、その分、どこにも寄らないで、直接こちらに参りました。後で進路を見てみますと、大島と伊豆半島の間を抜けて、横須賀の横を通って千葉に抜けていったということで、幸い私どもは進路の左側に位置しましたので、松浪コミセンの上にある太陽光パネルにも塩があまり付いておりません。その分、北側にあります玄関から2メートルぐらいのところまで水が入りましたけれども、そういった今回の台風についても、今日は市民安全部長から、市がどのような対応をされたのかご説明いただきます。去年も1つ台風の直撃がありましたが、今年もこういう直撃があるということは、またその後もそういうことが考えられますので、どのような備えをすべきか。例えば、自治会などでもこういう問題が起こったときに、どのような対応をしたらいいのかということをご様に説明していただき、お話し合いができればと思っております。

議題をこれから進めさせていただきますけれども、短い時間ではありますが、この地域の問題も含んでおりますので、有意義な時間が過ごせればと思っております。そういう意味で、行政の方々と我々とお話し合いが進めばと思っておりますので、本日はどうぞよろしく願いいたします。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

会長、ありがとうございました。続きまして、行政を代表して、茅ヶ崎市長よりご挨拶をお願いします。

○茅ヶ崎市長

改めまして、皆様こんにちは。今回はこういった機会を作っていただきまして、誠に感謝したいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

この市民集会から、私ども大きく変わったところがありますけれども、分かりますか。みんなアロハを着ています。今までは、ワイシャツにスーツにズボンを履いておりましたが、実はある地域の市民集会に外務大臣が顔を出し、挨拶していったのですが、その後私に「何でアロハじゃないの」と聞かれまして、「市民集会ですから、きちっとワイシャツを着ていかないと」と言ったら、「一貫性がないな」とご指摘をされてしまいました。外務大臣は、「俺はイタリアの大使館に行くときだってネクタイを外していくぞ」と。イタリアはお洒落な国ですから、きちっとネクタイをしているのですが、「それでも俺はクールビズだからネクタイを外すんだ」と大臣が外しているものですから、全員ネクタイを外したという、そんな話も聞きまして、逆にこうやってアロハを着てきたほうが、私は個人的に、何となく皆様と距離が近くなったような気がしております。やはり市民集会は変な垣根を作らないで、膝と膝を合わせて市民の皆様の意見を率直に聞いていくのがいいのかな。アロハにして良かったなど、私は勝手に思っておりますけれども、本当に距離を近くして、皆様の意見をしっかりと聞いていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

市長、ありがとうございます。続きまして、本日ご出席していただいております行政側の出席者を市民自治推進課長よりご紹介をお願いします。

○市民自治推進課長

それでは、本日の出席者を紹介させていただきます。

[行政側出席者紹介]

なお、先ほどご紹介いただきましたけれども、副市長（A）におかれましては、南湖地区の防災訓練に参加しております。後ほど遅参する予定となっております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

市民自治推進課長、ありがとうございます。続きまして、本日も多用のところ、市議会議員の皆様にもお越しいただいておりますので、ご紹介いたします。

前方に進んでいただきますとありがたいですけれども。じゃ、順不同で申し上げますので。それでは、ご紹介申し上げます。

[市議会議員 阿部英光議員、水本定弘議員、広瀬忠夫議員、杉本啓子議員、
金田俊信議員、藤本恵祐議員を紹介]

どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

では、市からの情報提供としまして、財政状況について、財務部長よりお願ひしたいと思ひます。前のマイクでお願ひしたいと思ひます。

○財務部長

皆様、改めましてこんにちは。市からの情報提供ということで、貴重なお時間をいただきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

資料につきましては、お手元の「令和元年度予算の概要とこれまでの財政状況の推移」をご覧ください。

それでは、まず上段の資料をご覧ください。令和元年度の予算のうち、一般会計につきましては、新たに市長が就任したことに伴いまして、人件費等の義務的経費を中心といたします骨格予算を編成いたしました。新規事業や政策判断を必要とする政策的経費につきましては、第2回定例会、6月議会において、いわゆる肉付け予算として計上いたしまして、議決をいただいたところでございます。

肉付け予算を加味いたしました本年度の全会計の予算総額につきましては、1,378億9,837万円の予算を確保いたしまして、事業展開をさせていただいております。まだスタートして5カ月ほどしか経っていないところでございますが、皆様からお預かりいたしました税・料といったものを有効に活用してまいりたいと考えてございます。

次に、「令和元年度一般会計目的別歳出前年度比較」をご覧ください。増減の多い大きな要因についてご説明をさせていただきます。まず、2番目の総務費の大幅な減の要因といたしましては、市民文化会館の再整備事業が終了したことによるものでございます。3番目の民生費の大幅な増ということにつきましては、保育所の整備等に係る経費の増加によるものでございます。次に、7番の商工費及び8番土木費、10の教育費の大幅な減の要因といたしましては、道の駅整備事業のオープン時期の延伸等によりまず見直しをしたことによりまして、また、茅ヶ崎公園体験学習センター「うみかぜテラス」整備事業及び、今宿小学校の給食調理場の建設事業が終了したことによるものでございます。

次は「茅ヶ崎市のこれまでの財政状況について」でございます。棒グラフをご覧ください。平成17年度から29年度までの一般会計の歳入決算の推移を示しているものでございます。歳入全体と下の黒塗りの部分は、そのうちの市税の推移でございます。

市税につきましては、以前は350億円程度で推移していたものが、ここ2年間では360億円と、約10億円を増収してございます。増収した理由といたしましては、景気が上向きになっているものと考えておりますけれども、その限られた財源の中で様々な取り組みを推進していかなければならないと考えてございます。

市税の内訳をお示ししたのが次になります。この表は、市税ごとの収入の内訳でございます。これで分かるように、市税、固定資産税が約9割を占めているものでございます。

次に、一般会計の性質別の歳出の状況でございます。下から2番目にありますが、扶助費が急激に増えてございます。この10年間、約100億円増加しております。扶助費でございますが、こちらは福祉に関わる費用でございます。例えば生活保護であるとか、お子様たちの保育園等の様々な経費が入ってございます。例えば、最近では保育園の待機児童対策等に膨大なお金を投じてございますが、ここが急速に伸びているところでございます。この増大する部分の費用を、他の事業の見直しですとか、あるいは改革等によって財源を捻出して対応しているところでございます。

これから大きな課題といたしましては、扶助費を本市だけでなく国も含めた市の役割に

においてどのように対応していくのかということが全国的な課題と捉えてございます。

続きまして、普通建設事業がここ数年増となっておりますが、これにつきましては、耐震性の低い建築物の安全性の確保、あるいは老朽施設の再整備事業を行ってきたことが要因となっております。平成26年度以降の約6割から7割が施設の老朽化に対応する経費でございます。

次のスライドにつきましては、一般会計からの繰出金でございますが、やはり福祉関係の繰出金、いわゆる後期高齢者医療事業、あるいは介護保険事業特別会計等々となっております。

次のスライドでございますが、こちらは市債残高の推移を示してございます。平成15年度をピークに減少しておりましたが、ここ数年は若干増加をしてございます。一番下の一般会計事業債、これは先ほどの歳出の推移の中で施設の老朽化対策について、ここ数年ウエイトが大きくなっていると申し上げましたが、それと連動いたしまして、一般会計の事業債が伸びているものでございます。

そして、課題として挙げているのが、この表の一番上でございますが、一般会計の臨時財政対策債となります。一般会計の臨時財政対策債でございますが、これは継続で増えているというところでございます。これは本来、国から地方交付税というお金が交付されるべきところを、国が財政難のために、現金ではなく各自自治体が国に代わって借金をしているというものでございます。今年度、その借金の返済分につきましては、国が補償してくれるという制度になっておりますが、その借金残高が増えているということが、このグラフでございます。

本市だけでの課題ではなく全国的な課題として、国に対して借金ではなく現金で配分するよう、毎年要望しているところでございます。

私から財政状況のお話をさせていただきましたが、非常に財政状況が厳しいところではありますけれども、行政内部で様々な工夫をしながら対応して参りたいと考えてございます。説明は以上でございます。ありがとうございました。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

財務部長、ありがとうございました。ここで緊急な課題として、先ほど会長からございましたように、台風15号への対応について、市民安全部長よりその対応状況をご報告願いたいと思います。

○市民安全部長

それでは、市民安全部から、先般の台風の関係についてご報告いたします。9月8日から9日にかけて、先ほどの会長のお話にもありましたが、「直接参りました」とおっしゃっていましたが、本当に直接来ました「台風15号」。この大雨への対応等についてご説明をさせていただきたいと思っております。申し訳ございませんが資料がございませんので、口頭でご説明させていただきます。

まず、本市の気象状況でございます。8日午後8時頃から雨が降り始めました。市役所の本庁舎に設置してございます観測所では、9月8日、9日の合計の総雨量につきましては139.5ミリでございました。1時間ごとの雨量といたしましては、9日午前3時か

らの雨量で、1時間で34.5ミリ、これが最大でございました。また、同観測所の最大瞬間風速は、午前3時に風速36.2メートルを観測しているところでございます。

今回の台風15号の接近に伴いまして、本市では5日木曜日より横浜地方気象台や民間の気象会社に情報収集、問い合わせをいたしまして、気象情報や気象予測を定期的に収集いたしまして、台風に備えてきたところでございます。

また、避難勧告等の避難情報につきましては、各市町村が地域内の洪水や土砂災害の危険性を踏まえまして発令をすることになってございます。域内は、市内を流れます河川の規模でありましたり、その河川に降雨が流入する範囲と、その範囲に対する降雨予測、急傾斜地の状況でありましたり、域内への降雨予測等によって、個別に判断するものでございます。

そのため、各自治体によりまして、避難勧告等の発令の有無や発令のタイミング、この原因や対象地域によって異なってくるということでございますが、周辺自治体ともに連絡を取りまして、状況を確認しながら、対策の検討も行ったところであります。

こうした中で、今回の台風につきましては、時間当たりの降水量や総降水量、また降雨のピークの時間帯、気象警報等の発令の可能性、満潮、干潮の時間、土壌の中の水分量、こういったことを総合的に判断いたしまして、避難勧告等の発令を茅ヶ崎市は行いませんでした。しかしながら、早めに早期避難所を開設することとしたところでございます。

具体的には市内9カ所。早期避難所の9カ所は公民館5館。この地域は小和田公民館になります。市役所、小出支所、萩園ケアセンター、ハマミーナ、ここを8日の午後2時に早い段階で開設いたしました。合計で57名の方を早期避難場所で受け入れしたところでございます。

今後におきましても、横浜中央気象台等の関係機関の助言をいただきながら、避難勧告等の発令について市として判断していきたい、災害に備えた体制はしっかりと整えていきたいと考えてございます。

続きまして、昨日までに把握しております市内の被害状況についてご説明をさせていただきます。人的被害につきましては0件でございます。物的被害につきましては、小・中学校も含めました公共施設につきまして、約90の施設において被害がございました。主な内容といたしましては、駐輪場、バイク置き場、渡り廊下の一部損壊、また、フェンスや防風ネットのはがれ、建物の雨漏りなどの被害が多い状況でございます。

民間施設の被害につきましては、多かったのはビニールハウスの破損です。また、保育園、幼稚園の門扉や屋根、人家の屋根などの破損につきまして、合計50件の報告をいただいております。ご連絡をいただいていない案件も含めると、相当数の被害が今回はあったのかなと思っております。

また、50件以上の119番の緊急通報がございました。多いものと、屋根や物置が飛ばされそうといった家屋被害や、倒木が主なものとなってございます。

最後にライフラインでございますが、9日未明以降に市内各所で随時停電が発生してございます。具体的には、甘沼で約2,200件、中島で約1,000件が停電いたしました。その他にも今宿、南湖、柳島、柳島海岸、赤羽根、円蔵、香川、高田、堤、松風台、富士見町と、合わせまして合計で約6,000件の停電が発生したところでございます。停電につきましては、各所で随時解消されましたが、市内全域の解消につきましては、9

日の午後6時までかかってしまったということでございます。

この原因につきましては、送電設備や電線の被害が考えられますが、市といたしましても、東京電力に復旧の見込みなどを随時確認いたしまして、「大規模な被害により目途は立たない」との回答となっているところでございました。

先ほどお話が出ましたが、千葉ではまだ停電しているという状況もあるところでございます。市民の皆様におかれましては、こういった大規模な停電の発生に備えまして、例えば、懐中電灯やラジオ、水の確保、自宅で避難生活を送ることを想定した事前準備をお願いしたいと思っております。

市民安全部から台風15号についてのご報告をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○男性（常盤町自治会）

質問がありますけれども、時間ないですか。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

とりあえず情報提供を先にしまして、途中で質問を受けたいと思いますので、しばらくお待ちください。

続きまして、市からの情報提供、ごみ処理について、環境部長からお願いいたします。

○環境部長

改めまして、皆様こんにちは。どうぞよろしくお願いいたします。昨年度、各地域で開催をさせていただきました、ごみ処理の課題に関する意見交換会、これは各自治会と市民の方を対象に、いろいろなご意見をいただきました。この開催につきましては、特段の配慮をいただきました。この場を借りて改めて御礼申し上げます。どうもありがとうございました。

本日は、昨年度の意見交換会でいただいたご意見を踏まえまして、茅ヶ崎市ごみ減量化基本方針（素案）を策定いたしましたので、概要についてご説明をさせていただきます。

まず、本方針策定の趣旨でございますが、本市におきましては、今後安定したごみ処理を続けていくためには幾つかの課題がございます。この問題を解決するためには、今まで以上の大幅なごみの減量が必要なことから、今後、皆様のご理解、ご協力をいただきながら、ごみ減量を進めていくため、本市におけるごみ処理の現状と課題、取るべき政策について明らかにしたものでございます。

本日は、お手元でございますA3の「茅ヶ崎市ごみ減量化基本方針（素案）－概要版－」に沿ってご説明をさせていただきます。

A3にまとめた関係で、文字が小さかったということで、本日のスライドではこれを分割したということで、皆様にご提示をさせていただきます。もし見にくい場合には、前のスライドをご覧ください。よろしくお願いいたします。

それでは、順次説明をさせていただきます。まず「1 ごみ処理の現状」でございます。ごみの排出量につきましては、年々減少傾向にあるものの、まだまだ分別が十分ではない状況がございます。

リサイクルが可能な資源物が少なからず含まれており、ごみ処理に係る費用については、現在、毎年度30億円以上の費用がかかっている状況でございます。

それでは、次に「2 ごみ処理の課題」でございます。現在どのような課題があるかということを表しておりますが、本市には3つの大きな課題がございます。

1点目として、現在使用している最終処分場、こちらが令和16年度から使用することができなくなります。それ以降につきましては、焼却灰の処分に大きな費用が必要となってまいります。

2点目として、最終処分場以外のごみ処理施設の老朽化でございます。こちらにありますとおり、粗大ごみ処理施設、ごみ焼却処理施設等、今後、施設の更新が順次必要な状況となってまいります。

3点目といたしましては、先ほど財務部長からもお話がありましたが、厳しい財政状況の問題でございます。市の財政状況が厳しいものとなっておりますが、このような状況下におきましても、ごみ処理については止めることができません。安定的にごみ処理を続けていくためには、一定の財源の確保が必要となっております。

続きまして、「3 ごみ排出量の削減目標」についてです。ここでは、ごみの削減目標を、家庭ごみ、事業系ごみ別に目標を設定いたしました。

それでは、次に「4 ごみ減量に向けた施策」です。ごみ減量に向けてどのような施策を取るのかということで、ごみ減量のための施策を3つ挙げております。

まずは、これまでも様々な啓発を行ってまいりましたが、さらなる啓発の強化。また、ごみとして処理をしていた剪定枝のリサイクル。また、ごみの有料化の導入。この3つを大きな施策の3点として挙げてございます。

この中で、「5 ごみ有料化の概要」でございます。ごみ有料化とは、ごみ処理に要する費用の一部を、市民の皆様、また事業者の皆様にご負担をいただく制度でございます。この有料化は、現在、全国の6割の自治体で導入されており、県内の有料化実施市におきましては、減量化に大きな成果を上げているところでございます。

それでは、次に「6 本市におけるごみ有料化の実施内容」でございます。まず、実施時期につきましては、令和4年の4月を実施としております。対象品目といたしましては、燃やせるごみ・燃やせないごみを対象といたします。しかしながら、ボランティア清掃ごみ等につきましては、除外をさせていただく予定となっております。

手数料についてですが、これは他市でも導入されております指定ごみ袋制を導入いたしまして、家庭系ごみが1リットル当たり2円、事業系ごみが1リットル当たり7.5円といたします。袋で言いますと、家庭系ごみが40リットルの袋で80円、事業系ごみが40リットルで300円となります。

まだ茅ヶ崎市は袋を作成しておりませんので、他市の実際の袋になります。これは藤沢市の袋になりますが、この大きさが40リットルの大きさになります。

これも同じく他市、逗子市の袋ですけれども、これが20リットルの大きさの袋になります。

手数料の用途についてですが、皆様からいただいた手数料につきましては、先ほどご説明させていただきました課題の解決のために使用いたします。袋の作成、また、流通費用などの必要経費、また、ごみ処理施設の施設整備、焼却灰の再資源化経費に充当いたしま

す。

先ほどお見せいたしましたごみ袋、この種類でございますけれども、家庭系ごみにつきましては、5リットル、10リットル、20リットル、40リットルの4種類。事業系ごみにつきましては、20リットルと40リットルの2種類を考えてございます。こちらの袋につきましては、10枚1セットで指定販売店において販売をする予定としてございます。

(6)の減免措置につきましては、こちらの表に記載されております対象世帯に対しまして、現在、関係部局と調整をしているところでございます。

それでは次に、こちらのごみ有料化に合わせて、様々な施策を行ってまいります、「7 併用施策」ということでございます。

(1)ごみ処理手数料の改定でございます。ごみの減量と受益者負担の適正化のため、ごみの直接搬入の手数料、また、大型ごみ手数料を表のとおり、それぞれ改定をする予定としております。

昨年、意見交換会の中でもお話をさせていただきまして、いろいろとご意見をいただきました、(2)戸別収集の検討について、昨年度ご意見をいただいた中で、戸別収集の導入可能性調査、これは環境事業センターの職員、また環境部の職員が、実際に戸別収集をした場合、どのようなルートで回れるかという仮のルートを作成いたしまして、実際に職員が車で各家の前まで行って、また戻ってくる。実際にごみは出ておりませんので、収集の作業はないですが、仮の収集作業みたいな形を行いました。

その中で、個別収集を実施するためには、約4億円の費用が今後さらに必要になるということ、また、こちらのアンケートにございますとおり、戸別収集を実施すべき、実施すべきでないというアンケートが同数というところの結果を踏まえましてところから、現段階でのごみの有料化に合わせた導入は見送ります。しかしながら、引き続き検討することといたしました。

また、戸別収集の代替施策といたしまして、現在実施しております「安心まごころ収集」の拡充、また、ごみ集積場所の設置基準の見直しについても合わせて行ってまいりたいと考えております。

最後に「8 ごみ減量に向けた施策の実施にあたっての留意事項」でございます。今回の各種施策の実施にあたりましては、事前周知、また不法投棄への対策を行うほか、ごみ排出量の推移や手数料の使途についての情報を公開してまいりたいと思います。本日の説明は以上でございます。

今後のスケジュールでございますが、この策定いたしました「茅ヶ崎市ごみ減量化基本方針(素案)」につきましては、昨年度開催いたしました意見交換会と同様に、また皆様との意見交換会、また質問等の説明会を開催させていただく予定でございます。その際にまたこの基本方針の素案につきまして、ご意見、ご質問等をいただければと思います。その後、年明け1月頃から、この基本方針に対しましてのパブリックコメントを実施する予定でございますので、またよろしく願いいたします。

本日は貴重なお時間をいただき、ありがとうございました。よろしく願いいたします。

○司会(松浪地区まちぢから協議会副会長A)

環境部長、どうもありがとうございました。情報提供は以上で終わります。

ここから、用意しました議題を討議してまいりますけれども、先ほど会場内から「質問」というお声がかかりました。その扱い方について、今の段階で質問を受け付けたいと思います。自治会名とお名前をお願いします。

○男性（常盤町自治会）

常盤町自治会です。この間、千葉で停電があって大変ですよ。幸か不幸か、洪水等はこの辺ではあまり考えられないので割愛させてもらって、簡単な質問、停電のことですけれども、松浪コミセンにソーラーパネルがついていますよね。それがどう役に立つかなんですが、昔聞いたときはバッテリーの有無。無いのではないかという話になり、ちょっと確認したいのですが。2つ質問があります。

一つはバッテリーがついているかどうかということ。要するに、夜でも使えるかどうか。もう一つは、バッテリーがついている場合、容量がどれくらいか。例えば、100ワットで100時間使えるのかとか。容量がどれくらいかが非常に大きくて、スマホを持ってきても充電して1時間で終わったらしょうがないから。仮に充電で100件ぐらい来たときの容量や概略でいいですけれども、教えてください。

なぜそういうことを聞くかということ、汐見台小学校ができたときにソーラーパネルがついていましたが、聞いてみたらバッテリーがついていませんでした。要するに、太陽が照っているときは使える。災害のときのものではなく、エコのためにつけたという話を聞いたので、コミセンはどうなのかということを知りたかった。以上です。

○市民自治推進課長

ご質問ありがとうございます。市民自治推進課長より、分かる範囲でのご回答になります。

蓄電池だと思いますが、これは設置されているということで確認しております。容量とかは細かく分からないので、また改めてコミセンを通じてお知らせをしたいと思っております。ただ、実際の運用については、過去に使った例というのはありますか。

○松浪地区まちぢから協議会会長

あります。使っちゃった例を申し上げますと、1階に太陽光だけのソケットがあります。そのソケットから、蓄電池にある電気を使っちゃいました。実は掃除で、掃除する人が、ソケットのカバーを外して、そこに掃除機のコンセントをつけたら、電源が落ちてしまって、しばらく太陽光発電が使えないという状態が1回ありました。

蓄電池の本体が2階にありますが、蓄電池本体の奥に「リセットスイッチ」があるのがなかなか分からなく、しばらくの間、太陽光は使えませんという状態でいましたが、関係機関の方に来ていただいてチェックしていただいたところ、奥にそういうスイッチがあるということで、それをリセットしたことによって、太陽光発電は復帰しましたが、やはり掃除機とか大量な電力の使用はできないということでした。それ以上の話は我々も知らないですけれども、今のお話で、例えばどのぐらいの時間使えるのか。1階のLEDライトは太陽光で賄えるということを知っていますが、夜中ずっとつけっぱなしではなく21

時でコミセンは終わりにしていますから、ずっと使えるとは聞いていません。

そういった意味で、例えば携帯電話にどのくらいチャージできるかとかについては、現在データを持っておりませんので、調べさせていただきたいと思います。

○男性（常盤町自治会）

僕が言ったのはバッテリーのことだけですから、太陽光を直接かどうかは全然問題にしていません。というのは、他のコミセンも同じ水準になっていると思います。他のコミセンは多分バッテリーなんかはない。ここだけあるのかという疑問があって、本当にあるのかという意地悪な質問ですけれども、そこだけです。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

では、本題に戻ります。今回の事前質問を収集し、市に提供しまして、事前に回答をいただいております。その回答について、要約する形で各部長からご説明をいただきます。それについて、さらに追加のご意見、ご質問がありましたら、受けたいと思います。

今回の事前質問につきましては、全部で24件ございました。それぞれの回答を確認精査して、5つのジャンルに分類しました。お手元の議題というところで1から5までございます。取り扱う項目は、そのうちで13項目に絞らせていただきました。議題として取り扱わない回答につきましては、25ページ以降に掲載しております。

それから、受付で当日質問をお受けするよう準備をしておりましたが、今回はありませんでした。ですので、今回の議題は13項目になります。先ほど会場からの質問ということで1件ありましたので、議題が1つ追加されたということです。

限られた時間ですので、なるべく多くの方にご発言をいただき、議論したいと思いますので、よろしくをお願いします。

では、お手元の資料の「松浪地区市民集会次第」と書いてあるものの3ページ目から順にご覧いただくこととなります。そこに事前質問が全部記載してありまして、これを全部読み上げますと、かなりの時間がかかりますので、司会から要約したものをお話ししながら、各部長からご説明いただくという形で進めたいと思います。

それから、会場での質問の取り扱いにつきましては、挙手をしていただいて、指名した上でマイクをお渡しし、お住まいの地域、自治会名と質問される方のお名前をお願いしたいと思います。

また、この場ですぐ回答できないことがあると思いますが、そういう場合は後日の返答になると思います。これは、まちぢから協議会で責任を持って回答できる形を取りたいと思いますので、ご了承をお願いします。もしこの場で意見がない場合でも、まちぢから協議会にいただければ、こちらから行政にお伝えして回答をいただきたいと思っています。

それから、今回は分科会ではなく、全体会議で進めます。また、途中で休憩を設けませんので、適宜トイレ、もしくは水分補給を行ってください。全般的な進め方の注意事項としてお願い申し上げました。

それでは、1つ目の議題として環境問題関連について、ページの3と4にごみ集積所（特に資源ごみ）の是正について、松浪2丁目自治会、並びに出口町自治会から2件の質問、要望が出ております。いずれもごみ集積所の設置についての要望、質問であります。

この場合、戸別収集というものが究極の解決策ではないのかなというのが、ざっくりした感想ですけれども、これらは根強い意見、要望があります。先ほど環境部長から、現段階では戸別収集導入は見送る、引き続き検討を行いますとの発言でしたので、その辺について、さらに意見交換をお願いしたいなと思っています。

それでは、会場に出口町自治会の荒牧会長がいらっしゃいましたら、今回の要望事項についてご説明をお願いいたします。

○出口町自治会長

出口町自治会長です。先ほどのごみ有料化の問題、これについて、私は特に異論はありません。戸別収集についても特に異論はありません。

ただ、非常に各論になりますが、ここにお願いということで2点出していますけれども、実はこの4年間ぐらい、私どもの自治会の地区では、5軒以上の中型規模の住宅開発が8物件ぐらいありまして、市の条例で8世帯以上はごみ置き場を作ることが義務づけられていますので、そういう物件については、ごみ置き場は問題ありませんが、最近問題になってきていて特にひどかったのは、5世帯の住宅で、いわゆる開発業者、管理会社が全く我々に連絡なく、どんどん開発進めていった。気がついたら家ができていうことで、こちら側から販売会社へ連絡をして、どうなっているのだと。ごみ置き場について「ちゃんと考えているのか？」という質問をしたところ、「全然考えていない。それは自治会にお任せします。」という対応でした。ごみ置き場というのは、大げさに言うとライフラインの1つで、ガス、水道、いろいろありますけれども、ごみを排出する場所を確保するというのは非常に重要なことで、かつ新しく入居してきた方たちは、どこに自分たちのごみを捨てたらいいのか、入居した日から必要なわけです。

そういう中で、先ほどちょっと説明しましたけれども、5軒の住宅については、全くその業者は我々にも連絡なく、全くごみ置き場も考えていなかったと。これに対しての解決策としては、建築許可を出すときに、ごみ置き場はどうなっているということを再確認し、徹底していただく。

それからもう一つは、建築完工後、建築確認をすると思いますが、その際にごみの排出場所については解決済みかどうかという項目を設けてもらって、そこで確認をすると。それによって行政もごみ置き場について、それなりに自治会と共に検討するということになるのかなと思います。したがって、その辺をぜひ考えていただきたい。

今回、一応前向きな回答をいただいていますますが、ちょっと曖昧なところもあり、もうちょっと具体的なことをやっていただく必要があるかなと思っています。

それから2点目で、資源ごみの問題も最近大きくなってしまっていて、資源ごみは30軒以上ないと新規承認が下りないということで、限られた場所にどんどん偏ってくる。先ほど言いましたように、どんどん住宅も増えてきましたので、資源ごみもそれに伴って増えてきていると。我々としては、実はこの2年間でカラス被害を避けるために、ごみネットボックスを導入しています。それに入りきれないごみがだんだん多くなってきているということで、資源ごみの承認も30軒は多過ぎるので、具体的に私は「15軒」と書きました。しかし、それについては「検討する」といただいていますけれども、検討にまた1～2年間もかかっても困りますので、今後の申請については柔軟に対応していただきたい。ケー

ス・バイ・ケースに対応することもぜひ考えていただきたいと思います。とっております。

それから、今言った例で、今回非常に腹が立ったという事例を皆さんに紹介したいのですが、実は某大手開発会社、管理会社が、今年の春先に私に「3階建ての共同住宅、アパートを作る」という連絡がありまして、そうかということで待っていたところ、実は今週急に、その会社の担当者から連絡があり、「ごみの件で会いたい」というので会ったところ、「実は今月末に住宅ができ、10月に入居者が入る。でもごみ置場は決まっていないう。」という相談がありました。私どもは、6世帯なので義務にはなりません、ごみ置き場はアパート、共同住宅の敷地内で作るべき」と勧めましたが、業者は「それはできない、建築許可も取っているしできない」と。じゃあ、ちょうど正面にレオパレスの12世帯の共同住宅に大きなごみ置き場があり、それ以外にいいごみ置き場がないのでそこを利用するというので交渉したらどうかと勧めました。

ところが2日後に、その担当の上司から私へ連絡が来て、「レオパレスと交渉することはできない、同業者と交渉はできない」というような話でした。私は、「まず自分たちの敷地内でごみ置き場を作るべきじゃないのか」という説明はしましたが、「それもできない」と言われてしまった。

資源ごみを含めると、近隣もオーバーフローしている箇所がほとんどで、たまたまそのアパートは近かった。簡単ではありません。皆さん、利用者の了解も取って排出してもらおうということが大事ですので、その辺も説明したところ、よく分かりませんがこの上司が急に逆ギレしました。茅ヶ崎市は新しい入居者にごみ置き場を提供しないのかとか、そういう発想にしかならないということで、非常に憤慨しておりました。

結論としては、たまたま大家がその裏に住んでいますので、その業者は大家と相談するといつて電話を切りました。

開発業者の中でも、5軒建てたところでもごみ置き場をちゃんと作ってやっているところもあります。最初の開発段階から我々のところへ来て、ごみについて十分話をしてくれる非常にいい業者もいますが、今の事例のように、業者によっては大手の業者でも、ごみ置き場というのは自治会が全部設置してくれる、簡単に言えば自分たちは家を造ればいいというような感覚でいるので、これはぜひ建築確認等々をする方たちも、ごみ置き場というのを常に考えてもらわないと、これから同じような問題が起こるのかなと思います。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

この件について、環境部長から何かございますか。

○環境部長

ありがとうございます。2点ご質問いただいております、まず1点目の集積場所の是正につきましては、現在、こちらの移設、また平準化につきましては、自治会長にも入っていただいた中で、環境事業センターの担当職員や、いろいろな事業者とも調整させていただいているところでございます。引き続き、こちらの件につきましては検討を継続させていただきたいと思います。

2点目の出口町自治会長からいただきました件につきましては、かなりご不快な気持ちになったということで、先ほどちょっとお話をさせていただきましたけれども、有料化の

実施に合わせまして、8戸以上、または30世帯という基準につきましては、まだどれぐらいの件数がいかにいうところまでは至っておりませんが、改めて見直しをさせていただきます。またお困りのことがある場合には、環境事業センターにお問い合わせいただければと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

ありがとうございます。ほかにご意見ございますか。

○男性（松浪二丁目自治会）

実は今回、最初の松浪二丁目のごみの件を書いたのは私です。この場で取り上げていただきまして、本当にありがとうございます。

私の家内は毎日家にいますが、ずっとごみで苦しんでいるという状況です。短くまとめますと、月曜日から金曜日まで、ほとんど庭先に資源ごみを含めて毎日ごみを置かれています。30メートルぐらいの駐車場の前にも7件建った分譲地のごみ置き場に、市ではそこは30軒分置けるというような話がありまして、「何とかごみ置き場を1つ余計に増やしてくれ」と言ったら、「なかなか増やせない」というような答えがあったのですが、市の方も来ていただいて、最近あまりにも当該箇所のごみが多過ぎるということで、何とか4箇所、とにかく均等化してくれと、私どもはずっと言っております。

ただ、2カ所は30軒と言われてはいますが、1カ所がマンションの置き場の中にある。もう一つが7軒の分譲地の中。一般の人が捨てにくいという現状があります。それで、どうしても捨てやすいところということで、ちょうどうちの前の道路がちょっと広がっているんで、みんな捨てに来ちゃうのがありますので、その辺のところをご理解いただきたいということで、今回書かせていただきました。どうもいろいろとご検討いただきありがとうございます。今後ともひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。環境部長、よろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

ほかに関連質問はよろしいでしょうか。それでは、次の質問に移ります。防災対策関連について浜竹一丁目からの質問です。5ページから6ページにかけて質問が記載されております。要約しますと、災害復旧の際に、ライフラインに関しては機器類の復旧操作について、防災行政用無線を使用して注意喚起を伝えることが必要であると思ひます。そのようなケースを想定した放送内容をあらかじめ準備しておくということ、その一環として感震ブレーカーの操作注意アナウンス例文を用意しておくことが必要ではないかということで要望しました。これにつきまして、都市部長から回答のご説明をお願いします。

○都市部長

まず初めに感震ブレーカーにつきましては、皆様方のご理解、ご協力をいただきながら進めてまいりまして、だいぶ普及が伸びています。まずこの場を借りてお礼を申し上げたいと思ひます。ありがとうございます。

ご要望いただきました点でありますけれども、まず感震ブレーカーの作動についての安

全性の確認、これについては非常に重要なことだと思っております。これまで説明会等でお話をしてくれているところでしたが、今回ご要望をいただいたこともございまして、復電作業の手順や注意事項をまとめた資料を作成いたしました。これをホームページにまず上げまして、皆様方に見ていただきながら周知を図っていきたいと考えております。これは、9月12日付けでホームページに掲載をいたしました。今、画面に出ているものが掲載した内容になります。

見ていただきまして、分からない点等がありましたら、所管であります都市政策課にご連絡、ご確認をいただければと思っております。

それから2つ目でございますが、ご提案いただきました感震ブレーカーの取り扱いについて、防災上の関係アナウンスでありますけれども、地域によって認知度や普及状況が異なっているということもありますので、直接「感震ブレーカー」という表現を用いるのではなく、通電火災が発生しないように注意をしながら、ブレーカーや電気器具の電源を入れていただくよう、周知を行いたいと思っております。

災害発生時におきましては、災害の規模や市内の被害状況に応じて情報発信を行う内容も異なってくることから、現実点で放送内容を確定することはできませんが、様々なご提案等も踏まえながら、市民の皆様へ情報を的確に伝え、混乱が生じないように状況を見ながら、柔軟かつ適切な情報発信に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

ありがとうございました。これについて関連質問はございますか。ご意見等でも結構です。

○浜竹一丁目自治会長

これは1つの例として出しましたが、防災行政用無線の放送内容について、何か決めておられるということがありましたら、教えていただきたいと思えます。

実は、東日本大震災のときには大津波警報が出ています。「3階以上のところに避難してください」の繰り返しでした。茅ヶ崎市はどうなっているのか。地区の状況把握地元の話が全然できないような放送をされたので心配しています。例えば、地震とか今回の水害もそうですけれども、そういうのが発生していないということなのか、発生しているのか、そういったようなことも含めて、独自の行政無線の使い方があるのかどうか、その辺のところをお願いしたいと思えますが。

○市民安全部長

会長からは、以前からこういった投げかけをいただいていたのかなと思っております。防災行政用無線の運用についてということでございますが、これは、国または地方自治体との間で構築されたシステムでございます。当然のことながら「災害時に住民の生命・財産を守るために放送するものである」ということが大原則でございます。本市の運用ですが、現在放送している種類につきましては、当然のことながら防災に関する情報や公害の注意報に関する情報、犯罪被害の拡大防止に関する情報、行方不明者の捜索に関する情報、

ライフライン関係に関する情報、また定時のチャイム。これは試験放送という形で流しております。

回答の中にもございましたが、防災に関しての有事の際には、必要な情報につきましては、しっかりと地域にお届けしなければいけないと考えてございます。東日本大震災の例も会長がお出しになられていましたけれども、個別の内容として、皆様が必要な災害情報につきましては、現在、市の内部でも検討しなければいけないと思っておりますので、またその検討の内容につきましては、整理ができましたらお知らせしたいと思っております。

ご提案につきましては、しっかりと受け止めさせていただき、今後進めさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

ありがとうございました。では、ほかにございませんか。

○男性（常盤町自治会）

常盤町自治会です。私は何年か前に自治会長をやっていたときに、防災無線の使い方について具体的に質問したことがあります。そのときに分かったのは、防災無線に関して、運用マニュアルというのがあり、それに従ってやっている。それはそれでいいですけども、問題は運用マニュアルの内容です。そこに書いてあるのは、生命に危険のある場合の情報を流すということです。例えば徘徊老人とかありますよね。どうしてこういうのが流れるのかと思いましたが、生命に危険があるからということですね。

一方私が質問したときは、どこか川が氾濫して市内の橋が通れなくなったのに、それは放送されなかった。実際に市内で生活する人にとっては、そこが通れるか通れないかは生命の安全までいかないにしろ、非常に大きな問題です。

それから停電があったときも、どこかは停電だけど、こっちは停電になっていない。いつごろ復旧する。そういう情報も全然入ってこない。そういう情報は流さないのですかと聞いたら、「検討します」と言われた。具体的なマニュアルには載っていないので流さなかったということなので、ぜひこの点は、茅ヶ崎市の具体的な状況に即した内容で放送できるように、運用マニュアル自体も再検討していただきたいと思っております。

○市民安全部長

申し訳ございません。昨年でしたかもっと前か、記憶にはございます。数年前に会長からいただいたということでございます。まさにおっしゃるとおり、そういった視点も含めてマニュアル等の見直し、何年も経っていてやっていないのかということ、怒られてしまうかもしれませんけれども、持ち帰らせていただいて、検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○男性（常盤町自治会）

お願いします。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

では次の質問に移ります。出口町自治会からの質問で、7ページから8ページにかけて、在宅被災者についてのご質問です。要約しますと、東日本大震災に在宅避難者が受けた対応の実例報道について、当市ではどのように対処するのかという質問です。市民安全部長からお答えをお願いいたします。

○市民安全部長

NHKの放送で東日本大震災の報道があったということで、被災をされた方、在宅で避難をしている方についてのその困窮の様子が流れたことがあったということでございます。まず、災害が起こったときに、自宅が一部損壊で在宅被災者となる方の世帯に対する、災害直後の食料や物品の支援はどのように提供されるのか。また、その情報がどのように入るのかというお問い合わせ。もう一つ、在宅被災者について、十分な損壊の補修が経済的にもできないまま暮らす方が出てくることも考えられる。このような場合、仮設住宅へ入る選択肢はあるのかというご質問でございます。

回答につきましては、まず1番目の関係でございますが、市内で震度5以上の地震が起きた場合には、公立小・中学校32校、これは災害対策地区防災拠点といたしまして開設するところでございます。そこに避難された方々が一時的に生活を送る避難所としての機能を持つということ。水や食料、救援物資等の提供もいたします。また、被災状況や生活情報の情報提供を行う機能をこの拠点は有してございます。そのため、在宅で避難されている方でありましても、この防災拠点におきまして、物資、情報などを得ていただくということは可能でございます。

2番目の関係でございますが、仮設住宅へ入る選択肢があるのかということですが、こちらにつきましては、災害救助法に基づきまして、応急仮設住宅の供与が行われるわけでございます。その条件といたしましては、まず、「ア」住宅が全焼、全壊、または流出した方、「イ」居住する住居がない方、「ウ」二次災害等により被害を受ける恐れがある方などございまして、上記のアとイと同等とみなす必要がある場合であって、自らの資力で住宅を得ることができない方、こういった方になります。したがって、ウに該当する方につきましては、応急仮設住宅への入居も考えられます。

また、具体的な在宅被災者に対する支援の内容は、記載のとおりとなっております。それぞれ基本的には市に窓口を設けまして、被災者の方々に支援内容をご案内していきたいと思っております。

また、様々な情報提供等を市からさせていただきわけでございますが、もう一つ、臨時の災害相談所というものも設置をしていきたいと思っております。ここには保健師等、各種専門関係の職員を置きまして、被災者に対する相談にも対応していきたいと考えてございます。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

これについて何かご意見のある方はいらっしゃいますか。

では、次の質問事項ですけれども、9ページから11ページ、避難行動要支援者制度について、浜竹4丁目の自治会からです。現状、電子情報システムのデータ活用は、年2回

の情報提供を印刷物ベースで行っている。さらに、災害時にも印刷で行うとの設計であるが、提案として、USBメモリーやノートパソコンによるデータ閲覧の提供を可能とするよう検討されたい。また、担当部署においては平時から電子情報データでの利活用について、早急に展開すべきではないかとの意見です。福祉部長より回答をお願いします。

○福祉部長

今お話にあったとおり、災害時用の名簿は、同意していない方も含めた全ての要援護者の情報が入った名簿でございますが、これに関しては、あらかじめ平時から印刷をしておいて、災害があったときに職員が避難所に届けるという流れになってございます。また、今の避難行動要支援システムにつきましては、名簿提供を目的に情報の更新、修正を行って、避難支援等関係者、自治会長や民生委員ごとに出力をしているものでございます。

ご提案にありましたUSBメモリー等による持ち出しや提供に関しましては、非常に利便性がある有効なものとは考えてございますが、一方で保管や管理の問題や、データが複製されるようなリスクもあることから、現場へのデータの持ち出し、提供に関しましては、職員によるものも含めて、現在は行っていないところでございます。

また、今のシステムでございますが、ご提案の中にあります可視化だとか個別プランの作成に対応するものとはなってございません。ご提案にありましたICTの活用という部分につきましては、情報発信や支援活動を進めていく上では有効であると考えてございますので、今後、避難所には特にパソコンやプリンターを持ち込むという想定にはなってございませんし、また、停電時にはどのようなことになるのかといった課題等はございますが、こういった活用ができる環境づくりには今後も検討を進めていきたいと考えてございます。

なお、名簿につきましては、現在、国の個別計画の様式例を参考にしながら、細かい情報も含めて記載をしていただきまして、これをそのまま個別計画に活用していただけるような方向で、検討を進めているところでございます。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

ありがとうございました。何かご意見のある方はございませんか。どうぞ。

○男性（常盤町自治会）

私は現在、民生委員をやっています、全市的な民生委員への案内も何回かあり、そこに参加させてもらっていろいろ質問しました。民生委員としてやっても感じることですけれども、名前が「避難行動要支援システム」。何を支援するかというと避難行動を支援するのです。総務省から出たときに読みましたけれども、大規模な土砂災害が予測されるときに、避難を徹底していなくて逃げなかった。そういうときに周りの人があらかじめ、逃げ遅れるような人を避難させてくれと、そういうためにできたと書いてあります。確かにそのとおりで、立派なことではいいですね、現実にあったから。

しかし、我々の住んでいる茅ヶ崎市、特に松浪地区で見ると、どういう場合がそれに相当するか。名簿が配られても、どういうことをすればいいかピンとこないです。予測されることはあまり無いわけです。津波なんて予測して来るわけではないですから、発令されてから逃げてもどうしようもないですね。だから、これの想定しているシステムの精神と

我々のところでなかなか合わない。

私が言いたいことは、支援は必要だけれども、避難行動に対する支援は必要ではないということですね。意味が分かりますか。支援は必要です。ご老人で体の不自由な方はいるけど、そういう人に対しては危険なときに予測して逃げるのではなくて、他の支援があるだろう。具体的に言うと、災害が収まってからどう支援するかとか、ライフラインを支援するか、そういうことは出てきます。しかし、避難行動要支援という名前は全く適切でないと思います。もう少し我々の市に合ったような支援、どういう支援が必要なのかという根本に戻って、名前から考え直してほしいと思って質問しましたけれども、検討しなすということで、その後特に進展はないと思います。よろしくをお願いします。

○福祉部長

このシステムや名簿につきましては、お話の中にあつたとおり、避難誘導や安否確認といったものに使っていただくために作られたものでございます。「避難行動要支援者システム」と申し上げていますが、実際は自助・共助の部分を地域の中で育てていただくためのツールであると考えてございますので、確かに名称は非常に堅苦しいものとはなっておりますが、本来意図しているところは、隣近所、向こう三軒両隣で、どこにどのような方がいて、災害で無くても何かあつたときに声を掛けられるような地域づくりをしていくということ自体が、市としての最終目標でもあり、恐らく国もそのようなことを想定していると私は考えておりますので、こういった堅苦しい、避難行動に特化したような名簿というものではございますが、活用といたしましては、地域においてそういったことを念頭に、地域づくりに活かしていただくためのツールということでご理解をいただきまして、名称をどうするかということに関しましては、これは法律の中に定められている用語でもございますので、これを独自に変えるということは、愛称とかがあれば別でしょうけれども、直ちに変えるということは難しいのかなと考えております。

○松浪一丁目自治会長

松浪一丁目自治会長です、関連質問です。そもそも避難行動要支援者については毎年2回、書類は自治会長宛てに送られてきますが、市では実際に調査をしていますか。ただ名簿だけ私たちによこして、その後、電話なり何なりで避難行動要支援者にしてくださいと出した方について、その後の調査はしていますか。それで半年後、亡くなったり施設に入ったりしている方もいますが、それは市で調査しているのか。それとも民生委員が調査しているのか。

私は今回、うちの副会長と2人で名簿をもらって回りました。民生委員が来たことがないと言う人もいました。中には、私は出した覚えがないという方もいました。こんないい加減なものでもいいのかと思います。私は自治会に丸投げしているのではないかと、そういう疑問を非常に感じています。その辺、お答えください。

○福祉部長

「仏つくって魂入れず」という諺がございまして、これは以前、ある地区の連合会長から、我々行政に言われた言葉です。市は名簿だけ作ってあとは何もしないということの例

えで言った言葉だと思います。これは実は、今の避難行動要支援者支援制度の前身の「災害時要援護者支援制度」のときに言われた言葉です。

今回、新たなこの名簿が平成29年より運用を始めたところでございますが、この全体計画ができ上がった際には、前身のようなことがないように、名簿を配っただけで終わらせないように、何かあれば各地区に担当がご説明に伺って、様々な活用事例を情報発信させていただいて、生きた名簿の活用をしていただきたいということで運用に心がけているところでございます。

また、名簿の制度でございますが、これに関しましては、今月にちょうど制度が始まって2年を経過してございますので、現況確認というのを、現在登録されている方に対してお送りする予定であります。その中で、改めて同意の確認等をしていただきます。また、情報として、自治会等と関係を築いてくださいとか、防災ラジオといった付加情報も含めて、現況確認のお届けをするつもりでございます。

また、高齢者に関しましては、要介護認定が1年から3年ごとに更新がございますので、その際にそういった同意確認、あるいは制度の普及に関すること、自助の必要性などもご案内をしているところでございますので、そういった機会を通して、名簿に関してはできるだけ実態に即したものになるよう努めているところでございます。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

ありがとうございました。かなり白熱してきましたけれども、時間も切迫しておりますので、この件についてはまたいずれかの機会を通じて意見交換をしたいと思っております。よろしいでしょうか。

○男性（常盤町自治会）

今、行政から本来は向こう三軒両隣精神だと聞きまして、それはその通りだと思う。しかし、国が出してきたときの本来の目的は、避難行動の遅れに対するリスクをカバーすることですよ。それが良いか悪いかではなく、それが本来の目的で、「そのための施策が遅れていたからやりましょう」というのが国の政策です。それを踏襲しなくても、例えばこの地域だったらこんな名前ではなく、極端に言えば「向こう三軒両隣支援システム」でもいいと思います。名前にこだわることはないと言いたいです。中身のことが進まないのではと心配しています。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

ありがとうございました。議事の途中ですけれども、入室された方をご紹介します。

副市長（A）でございます。それから、市議会議員の方です。

[市議会議員 岡崎進議員、加藤大嗣議員を紹介]

よろしく申し上げます。続いて、同じく浜竹四丁目自治会から、避難行動要支援者の同意確認書の同意欄について。代理記入をせざるを得ないほどのレベルの方の要支援というのは区分して記入すべきではないのかということで質問が来ております。これは福祉部長から。

○福祉部長

もう既にご説明の中にございましたが、この制度につきましては、災害発生時に自ら避難することができない方をあらかじめ市が事前に名簿に登載をし、ご本人の同意を得た上で、避難支援に関わる関係者、自治会長や民生委員に平常時から提供することによって、避難支援や安否確認等を行うことを目指した仕組みでございます。

平常時から情報提供するための同意確認書の記入につきましては、基本的にはご本人が内容をご覧になった上で記入していただくようになってございますが、どうしてもお体の具合や、あるいは意思決定に当たって困難な方につきましては、ご本人の同意を得て、あるいはご家族がご本人に代わって同意の意思を確認していただく代筆を認めるようにしてございます。これに関しましては、どうかこういった運用で今後もさせていただきたいと考えております。

なお、先ほど言いましたとおり、現況確認等を適時行うことで、改めて同意の意思は再確認できるような方向で考えております。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

よろしいでしょうか。では続きまして、美住町自治会から避難行動支援制度と福祉避難所について。これは当地区の福祉避難所の仕組みは十分なのかという質問ですけれども、これについて福祉部長からお願いします。

○福祉部長

福祉避難所につきましては、現在27カ所の高齢者施設、8カ所の障害施設と協定を結んでございます。松浪地区で申し上げますと、1カ所ございます。また、この一覧については市のホームページでも公開をしているところでございます。災害が発生して自宅等に住めなくなったような場合には、まずは最寄りの小・中学校に避難をしていただくこととなります。また、避難所の中には要配慮者に向けた一定のスペースをあらかじめ準備していただくようなこととなっております。

そういった中で、どうしても避難生活が送れないような方につきましては、市が協定を締結しております。先ほど言った福祉避難所に開設をしていくわけですが、その際には当然、各福祉避難所につきましては、平常時は入所・通所施設として運営をされていることから、まずは人員体制、あるいは施設の安全を確保された段階で、受け入れ可能の連絡を市にいただきまして、そこから開設するということとなっておりますので、災害発生直後から福祉避難所を開設するということはございません。

また、こういった運用でございますので、松浪地区には1カ所しかないということではなく、必要な方には市内で開設されたいずれかの福祉避難所に搬送するという形にはなっております。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

ありがとうございました。何かご質問、関連することはございますか。

では続いて、都市整備関連について、12ページになります。道路整備プログラムは浜竹四丁目自治会からの質問です。茅ヶ崎辻堂線1,930メートルの幻の道路整備箇所が

現存し、その区域周辺を対象として小規模密集型の住宅が建築許可されている。平成20年にはクラスター（類焼危険）が指摘されてもなおプログラムは停止されず、建築許可され続けている。現状をどのように理解しているのかという質問ですけれども、都市部長から回答をお願いします。

○都市部長

まず、ご質問についての回答ですけれども、最初に道路の関係、それからクラスター対策、大きくこの2つぐらいに絞ってご説明をしたいと思います。

最初に都市計画道路の関係でございますが、本市におきましては、延長約63キロメートル、これを都市計画決定しております、そのうち約41キロメートルが整備済みとなっております。

整備の具体的な内容につきましては、先ほどもお話がありました道路整備プログラム、これと整合を図りまして、効率的・効果的な整備となるよう、優先順位等をつけながら、具体的に進めているところになります。

次に都市計画道路ですが、まだまだ具体的に着工ができていないものがあります。これは平成18年になりますが、都市計画道路の見直しということをやっております。その内容につきましては、平成19年の3月に公表しておりますけれども、まだまだ6割から7割弱といった整備率でございますので、今後も社会情勢の変化や事業の状況等に鑑みながら、随時適切に見直しを行いつつ整備を検討していきたいと思っております。

次に当該地区の都市計画道路の関係でございます。茅ヶ崎辻堂線の浜竹地区ですが、これは昭和28年9月に都市計画決定をされた道路になります。先ほどの市域全体の道路の見直しの中で検討をさせていただいた結果、道路自体の必要性は高いという考え方が示されておりますが、具体的な着手、整備地域が未定ということで、ちょっとわかりにくい表現ですけれども「留保付き存続」、そういう整理の中でさせていただいているところです。

この道路については15メートルの幅員がありますので、これからお話ししますが、クラスター対策ということで、1万軒以上の集団がありますけれども、それを分断する役割もありますので、単に交通の処理という問題だけではなく、防災上も有利な機能が期待できる道路ということからも、留保付きということで存続をしていきたいという整理をしているところです。

次に2つ目、クラスター対策ですが、都市計画の視点では平成24年2月に敷地の最低限度を定め、平成29年12月には準防火地域の指定、これの拡大をいたしております。その他の取り組みとしては、先ほど冒頭にありましたけれども、地域の皆様のご協力をいただきながら、現在進めております感震ブレイカーの設置、こういった具体的に進められるものや、中長期的な取り組み、これらを合わせて延焼防止にも取り組んでいるところになります。

都市計画そのものは、用途地域という建物の種類によつての整理、そういったものでまち全体の区分をしながら、都市防災についてトータルで安全・安心なまちづくりを目指しているということでございます。

まず道路の関係、それからクラスターということで、大きく2つに分けてご説明をさせていただきました。

それから、本市ではそれらを補完する役割としまして、地域の特性を活かした地区レベルの都市計画、地区計画と言いますが、こういったものもやっていきたいと思っておりますので、また機会があればご説明等もさせていただければと思っております。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

ありがとうございました。何か関連質問ございましたらどうぞ。よろしいでしょうか。

では続きまして、13ページから14ページにかけて、私道の公道への転用の要望です。これは浜竹四丁目自治会からです。まっぷdeちがさきを参照すると、地域内には公道とは別に、日常的に事実上利用可能な道路がたくさんある。この私道を公道に要望することについて付されている条件などにより、公道化が実現しなかった事例の説明等をお願いしたい。具体的には、位置指定道路はどういう関係にあるかを教えていただきたいということです。

○都市部長

まずご説明の順番ですけれども、最初に道路の種別。これは建築基準法に定められたものになりますが、これらをご紹介したいと思えます。それから2つ目としまして、それらの道路を市に寄附する場合の要件、基準、考え方的なもの。それから、浜竹四丁目地区については後でお話ししますが、位置指定を受けた道路が13カ所ほどあり、開発によって築造された道路で公道に帰属できていないものもございしますので、それらについても分かる範囲でご説明をしたいと思えます。

ではまず、道路の種別を順番に説明します。建築基準法42条に道路の定義がありまして、「1号」と言われる道路。これは道路法に言う道路であります。一般的には市町村道、普通に言われる公道、これが1号に当たります。

2つ目、「2号道路」はいろいろ法律名が書いてありますけれども、最初に「都市計画法」と書いてあります。イメージしていただくのは、比較的大きな敷地の建物のところの真ん中ぐらいに道路ができて、敷地が分割されるというような状況。一般的には開発行為、開発許可等を受けたものということになりますが、これが2号道路というものです。これについては、基本的に道路管理者との協議の中で道路が整備された後は、市に帰属、寄附をしていくような形で協議がされているものが非常に多いです。後々の管理面を含めてそうしていますが、最初に言った道路法の道路である「1号道路」に変わると、こんな仕組みになります。

「3号道路」と言われるものですが、これは建築基準法が設定された際に既にあった道路ですね。これについては、公道であっても個人の道路であっても、その区分は問わないこととしています。

「4号道路」というのはありますが、それは特殊なものなので今回は飛ばしまして「5号道路」。これは先ほど少しお話ししました部分ですが、比較的数量多くありますが、一応建築敷地として利用するために、新たに区域内に作る道路のことです。これは建築基準法で位置を指定したことから「位置指定道路」と呼ばれているものになります。

ここまでが道路というものになりますが、今度は42条の2項という部分にあるもので、皆様も馴染みのある言葉で言うと、俗に言う「セットバック」。よく聞いたことがあるか

と思いますが、4メートル未満の道路で、建物を建てる時に道路の中心から2メートル後退します、そういったものによるもので、市では「狭あい道路」ということで整備もしている、比較的市内に多くあるものになります。それを「2項道路」と呼んでいます。

最後に「非道路」と書かせていただきました。これは用語として正しいかどうか分かりません。他の呼び方をしているところもあるかもしれませんが、今までお話ししました建築基準法の42条の定義にならない、道路として扱わない道、表面上は通行できるかもしれませんが、道路としては定義をしていないものということの区分になります。

それから資料の14ページになりますが、それら私道等を市に帰属する場合の条件が幾つかございますので、ご説明したいと思います。

まず、当該道路が公道、市の道路に接していることが挙げられます。それから、当該道路に接しているお宅のうち、公道に接していないお宅が3軒以上あるもの。道路幅員が4メートル以上あるもの、これが非常に重要なものになります。また、道路と道路との間に設けるすみ切りの基準がございます。

それから、道路の幅員が6メートルに満たないものであって、道路の長さが35メートルを超える場合については、車の回転広場、車返しが整備されていること。それから、道路の路面が舗装されていること。また、道路の下に排水施設等が整備をされているもの。このようなものが基本的な要件になりまして、その他は各現場の状況によって市の関係課が現地を見させていただいたりして、もし管理ができないような状況があれば、そういったものを整えていただくことによって、市が引き取らせていただきますとなりますので、決して市で受けないということではなく、「いただけるような状態」にしてくださいというお願いをしている感じです。そういうことで、いただける道路については、できるだけ市がいただくようなことで考えているところになります。

それから、事前に個別の道路のこともお聞きしております。画面で見いただいている地図は、浜竹四丁目内にあります道路の位置を指定したもので、先ほど「5号」といったものです。13カ所ありますが、2番と3番の間ぐらいのところに道路がありまして、これが平成22年頃、市に寄附のお話があったということも聞いております。

これについては調べてきました。画面での資料はありませんが、それは道路の位置指定ではなく、かなり前ですが昭和57年、開発許可を受けて築造された道路で、東側から主に車返しがあるものみたいです。それから、先ほど言いました非道路という狭いところです。そこにつながって浜竹通りに接続されるような場所について、過去に寄附のご相談があったように聞いておりますが、かなり古い段階に開発許可がされたものですので、先ほど申しあげました道路の路面の状況や排水施設の問題、4メートル幅員の関係で、非道路と言われる部分の幅員が狭いということの課題があるということで、それらを関係課で整理をしたものを、事前協議ということになっていただいております。ですので、その物件については、先ほどの番号で言うと「2号道路」という状態で現在に至っているということがございます。

先ほども申しあげましたとおり、将来的な管理のことを考えますと、市としましてもできるだけ公道にさせていただいたほうがいいと考えておりますので、できるだけ寄附を受けたいと考えておりますが、構造上の問題や個々の条件がいろいろありますので、また個別に整理が必要なものについてはご検討をさせていただきたいと思っております。分かる範

困で恐縮ですが、ご回答は以上でございます。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

ありがとうございました。どなたか質問、意見ございますか。どうぞ。

○常盤町自治会長

道路の区分の話は法律で決まっているということで、それはよく分かりますが、最後の転用について、これは市の独自の基準という意味でよろしいでしょうか。

○都市部長

本日は、ホームページで公表しています資料を手元に用意しておりません。基本、道路にする場合についての幅員というのは、4メートルというのが道路法で決まっておりますので、そういったものがまず重要な条件になる。それから、市の管理基準的なものから、すみ切りや道路排水の問題が羅列されていますので、どういう形で整理をされたものかというのは手元にありませんが、改めてご提示できると思います。大変申し訳ありません。よろしく申し上げます。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

では、よろしく願いいたします。続いて、空き家対策ということで15ページ、これも浜竹四丁目自治会です。浜竹4-137付近の住宅は、20年近く空き家になっている。近年、建物2棟の屋根、雨戸の経年劣化がひどい。台風の度に被害が激しく、危険が増している。雑草繁茂も著しい。自治会から改善要望を伝えても、地権者の対応は鈍く不誠実。空き家特別措置法には罰則や強制命令はないのか、そういう質問でございます。都市部長、お答えできますか。

○都市部長

回答の順番ですけれども、現在の建物の状況、一般的な管理行為からの視点ということで、所有者の方とのやりとりを最初にお話しさせていただきます。次に空き家対策の特別措置法についての考え方をご説明したいと思います。

まず、当該空き家についてですが、平成30年の8月頃より所有者への指導ということで、依頼を度々いただいております。市の内部といたしましては、環境保全課及び建築指導課で現地を確認しておりますが、雑草が繁茂、建物全体の老朽化を確認していることで、平成30年10月に所有者の方に対しまして、今言いました関係課から連名で適正管理を依頼する文書を送付しました。それ以降、電話により所有者の方とやりとりをしているところでございます。

市の内部としましては、雑草の状況等を確認し、建物の老朽化についての状況も見ながら、適切な維持管理についてお願いをしているところになります。その中で、所有者の方も維持管理についての重要性をご理解をいただいているということでお話は伺っておりますが、なかなか目に見えるような形での改善がされていないという現状を、近隣の方々からもご意見をいただいております。我々としても、まずは引き続き適正な管理行為につい

て継続的にお話をしていきたいと思っております。

それから、今回の台風15号の影響について、本案件も含む松浪地区における空き家と言われるものについての状況を見てまいりました。本案件については、車庫の屋根が一部飛ぶなど、周辺にご迷惑をかけたということもありますので、所有者の方に連絡を取りまして、直接お話をさせていただきました。その対応としましては、「できるだけ早い段階に修理をする、雑草の除却をしていく」ということとお話していただいたということを担当から報告を受けておりますので、もう少し様子を見ながら、状況について確認をしていきたいと思っております。

次に、特別措置法の関係であります。これは空き家等対策の推進に関する特別措置法ということでございまして、それに位置付けられております罰則または強制命令ということについてのご質問だと思います。

空き家の状態が非常に悪くなり、周辺に対して影響を及ぼす状況になった場合に、「特定空き家」というような表現をしまして、具体的に法律に則って整理をしていくものがございまして。市の中でもそういった組織を構築し、これまでに10軒程度の手続を行いまし、建物の除却というところまでできているものがございまして。

今後については、こういったものを少し視野に入れながら、法令的なものも控えていることも説明の中に入れながら、もう少し積極的に対応を図っていくようにしていきたいと思っております。そうなっていきますと、例えば指導や是正等、少し法律に則った手続も見えてきますので、そういったものも少し視野に入れながら、積極的な対応を図っていききたいと思っております。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

ありがとうございました。何かご意見ございますか、どうぞ。

○松浪一丁目自治会長

空き家対策、10月か11月に回ると言っていましたね。敷地内には入らないという文書が来ていますけれども、入らないで分かるのですか。前回やったときはメーターを見て調べたと言っていましたけれども、今回は敷地内にも入らずどうやって調べるのか。逆に自治会が空き家を把握していると思いますが、それを聞いてからやったらどうなのか。どういう方が回るか知りませんが、腕章を巻いています。敷地には入りませんと文書が来ていますけれども、それで分かるのか、ちょっと疑問に思いました。

○都市部長

おそらくメーターを見てというのは、最初に平成27年ぐらいに調査をしたときに、まず電気メーターが動いていないということから、空き家ではないかというような調査をして、1,500件ぐらいをエントリーして調べてきた経過のものであると思います。

現在は、当該地区12軒ほど確認を継続しておりまして、その都度、外部から写真等を見て目視調査をしているところでもありますけれども、状況の中で立ち入りが必要ということであれば、所有者の方にその意図を伝えながら、現状についてよりの確な調査ができるように検討できると思いますので、その辺についてはご意見をいただきましたので、所管

に伝えてしっかりとやっていきたいと思えます。ありがとうございました。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

よろしくお願ひいたします。続きまして、ブロック塀について16ページ。昨年度実施したブロック塀対策の進捗のご質問です。昨年度、担当部署からの依頼により、多数の該当箇所を報告しました。結果報告と今後の取り組みの周知が必要であるということで質問です。同じく都市部長からお願ひいたします。

○都市部長

平成30年度の調査に際しまして、自治会から多くの報告をいただき、大変ありがとうございました。感謝をしております。まずお礼を申し上げたいと思えます。

そういったところを受けまして、平成30年度は緊急対策として実施をいたしました、沿道景観形成事業の補助金というものを活用して対応させていただきましたが、実績としては、全市の中で申請件数90件ございまして、このうち当該地区については8件の実績をいただいております。

また、関連といたしまして、狭あい道路整備事業における実績でございますが、市全体での申請件数142件のうち、松浪地区では19件となっております。令和元年度におきましても、ポスティングをはじめ、様々な手法により危険なブロック塀の解消に向けた周知啓発を進めていきたいと思っております。

なお、令和元年6月4日に茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会の皆様に補助制度をご案内するとともに、委員と市民の皆様が接する中で関連する相談に当たっては、建築指導課に誘導願ひたい旨を依頼しております。

今後におきましては、主に木造住宅の耐震改修のお知らせをする「建築なんでも相談」という会を開きますが、当地区においては、11月17日の日曜日の午後から、小和田公民館での開催を予定しています。その1カ月ぐらい前の10月ぐらいから、周辺にポスティングをしていきますけれども、その中にブロック塀の補助についての周知啓発のチラシも同封し、より多くの皆様にご活用いただけるような取り組みをやっていきたいと思っております。まだまだ周知が足りなく大変申し訳ありませんが、引き続き頑張っていきたいと思えますので、ご理解をお願ひいたします。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

関連質問、どうぞ。

○松浪二丁目自治会長

今、ポスティングでの周知啓発ということで、今年も危険なブロック塀をなくするという努力はよく分かりますが、昨年も質問のときに、ただチラシをポストに入れてそれで終わりだと、なかなか改善はできないと思えます。ですから、できれば通学道路については市で確認したということで、最低限そこについては在宅訪問をして、危険性をその家にお知らせして、改善してもらおうような対策を取らないと先に進まないと思うので、ぜひ前向きに検討していただければと思えます。よろしくお願ひします。

○都市部長

ご意見ありがとうございます。いただきましたご意見、非常に大事だと思いますので、持ち帰りまして、所管課とよく協議をし、できるだけ前向きにできるように詰めてまいりたいと思います。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

ありがとうございました。どうぞ、自治会名とお名前をお願いします。

○ひばりが丘自治会長

ひばりが丘自治会長です。ブロック塀については、皆さん地震対策のためだと思っていますけれども、今回の台風でブロック塀が倒れています。私の友人の家のブロック塀も倒れて、大至急私が業者を手配した記憶がありますので、地震だけではなく台風のためにもブロック塀は危険だということをつけ加えておいてください。それだけです。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

よろしく対応をお願いいたします。よろしいでしょうか。では続きまして、教育・子ども関連ですけれども、17ページの旧小和田消防署跡地の活用ということで、松浪二丁目自治会から、6年前から継続して要望していて、去年は企画部長発言で、教育施設の再整備の視点や、松浪中学校関連ということで、前向きな発言がありました。この件で、現状の進捗を企画部長からお願いしたいと思います。

○企画部長

旧消防署小和田出張所の跡地の活用につきましては、平成25年3月改訂の「公共施設再編整備計画」以降、昨年もお答えをさせていただいておりますが、売却することを位置付けております。しかしながら、売却に当たりましては、自治会や地域の皆様からの様々なお話をお伺いしていることを踏まえまして、地域最大の公共施設である松浪中学校の再整備との連携を図るとともに、地域の住環境や安全性の向上など、幅広い視点で検討を行う必要があると認識しております。

茅ヶ崎市総合計画第4次実施計画期間内には、地域の皆様にご説明できるよう、現在、検討を進めているところでございます。また、学校施設の再整備につきましては、平成29年12月に策定しました茅ヶ崎市教育施設再整備基本方針におきまして、学校施設の将来にわたる建替えと長寿命化、大規模改修事業などのあり方を検討し、再整備の方向を示しております。

なお、松浪中学校の再整備の方法や時期、優先順位などにつきましては、現在策定中の茅ヶ崎市教育施設再整備基本計画に位置付けることを検討しているところであり、令和3年度を始期とする次期茅ヶ崎市総合計画との整合を図りながら進めてまいりたいと考えております。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

ありがとうございました。どうぞ。

○松浪二丁目自治会長

松浪二丁目の自治会長です。回答は昨年 of 市民集会の回答と似たようなもので、あまり進捗がないのかなと認識しておりますが、1点、ここに書いてある現在策定中の「茅ヶ崎市教育施設再整備基本計画」は、いつオープンになりますか。いつできますか。

○教育総務部長

基本方針は、平成29年12月に策定させていただいているところでございますけれども、現在、基本計画につきましては、中学校給食の導入等の新たな要因が加わってきておりますので、現在、その要因を少し加えまして、修正を加えさせていただいているところでございまして、次期総合計画の関係もございまして、中学校給食につきましては、実施方向性を検討させていただいておりますので、来年度のなるべく早い時期には基本計画も総合計画に合わせた形でお示しをさせていただきたいと考え、準備を進めているところでございます。

○松浪二丁目自治会長

今、来年の春という話がありました。

○教育総務部長

来年の早い時期です。

○松浪二丁目自治会長

来年の早い時期、そうすると、2020年の何月ですか。

○教育総務部長

すみません、何月かは今の段階ではちょっとお話しできない状況でございます。

○松浪二丁目自治会長

基本計画というのはある程度スケジュールを決めて、3月にまとめをして議会にかけるスケジュールがあると思います。私も何度か市に、このことについて質問に行きましたが、まだ策定ができていないということで、延々と1年ぐらい経っています。ですから、その時期というのは、3月とか6月とか12月とかではないのですか。

○教育総務部長

申し訳ございません。本来であればもう少し早い時期、おそらく年内、あるいは3月の今年度内というところがございましたけれども、先ほどもお話をさせていただきましたが、中学校におきまして学校給食を始めさせていただきたいというところがございまして、その辺も全て勘案をさせていただきながら、現在検討させていただいているところでございますので、もう少しご猶予いただければと思います。

○松浪二丁目自治会長

お答えできないということをこれ以上聞いても仕方ないので。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

よろしいでしょうか。続きまして、18ページから19ページ。浜須賀小学校の校舎改修について。出口町自治会、ひばりが丘自治会、美住町自治会の共同提案になっております。大変危険な状態になっていて、改修が必要な箇所を指摘しているということで、こういう写真付きで資料を説明しております。この件について、教育総務部長から回答をご説明願いたいと思います。

○教育総務部長

学校施設の状況につきましては、学校からの情報提供はもとより、毎年2回実施をしております維持管理点検、建築基準法に基づく定期点検等によって把握に努めているところでございます。浜須賀中学校からは、屋上防水や外壁、サッシの経年劣化による雨漏り等につきまして修繕要望をいただいているところでございます。いただくごとに技術職員が状況確認を行っております。

具体的な対応といたしまして、劣化の状況等を考慮しながら、応急的な修繕を施しており、防水層の部分改修、サッシの部品交換、建築設備の修繕等を行いながら、必要な機能回復に努めているところでございます。

今後につきましても、浜須賀中学校の様々な不具合につきましては、早期に原因を究明し、有効かつ効果的な修繕に努めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、浜須賀中学校につきましては、学校施設の経年劣化や設備類の機能低下に対応するため、リニューアルに向けた学校全体の改修設計を、本年度から来年度、令和2年度にかけて実施をさせていただきます。その後は国庫補助の申請を行い、改修工事費用を確保した段階で教育環境の改善を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

ありがとうございました。関連で何か質問ございましょうか。2名の方、どちらか。できるだけ短くお願いします。

○ひばりが丘自治会長

ひばりが丘自治会長です。まず、リニューアルに向けた学校全体の改修計画ですが、令和元年にもう入っていますよね。具体的にどういう改修をするのですか。

○教育総務部長

どのような形で改修するかを見極めるために、基本的な委託を今年度、来年度するところでございます。その内容によっては、いろいろな方法が取られると考えているところでございます。

○ひばりが丘自治会長

すみません、私は設計事務所を40年間やっています、あの建物を見て10分間で、こういうところは直さなきゃいけないというのを回答できましたが、それにそんなに時間がかかるのですか。皮肉っぽくなりましたけれども、このくらいで終わります。

○常盤町自治会長

常盤町自治会長です。今の浜須賀中学校がこんなに老朽化しているというのはびっくりしました。初めて聞きましたが、先ほどのことに関連して、松浪中学校は大丈夫ですか。あっちのほうが古いですね。大規模改修をしているのですか。

そうですか、失礼しました。

○教育総務部長

松浪中学校の今年度の予定といたしましては、10月、11月、12月の3カ月をかけて、耐力度調査をさらにかねさせていたいただきたいと考えておりますので、そこでまたどのような形の状況かというのが分かるかと思っております。

○女性（出口町自治会）

出口町自治会です。毎年2回点検していて、その都度応急処置をしているというご回答でしたが、応急処置というのは学校に聞きましたら、施設業務員さんが一生懸命やってくださっているというお話でした。階段の上の天井の雨漏りなんかはもうどうしようもないですね。雨が降ると階段がびしょびしょになり、それは非常に危険です。滑って落ちて骨でも折ったら、子どもの生活、部活とかできなくなりますし、短い3年間の中学校生活が台無しになってしまうので、本当に早くお願いします。よろしくお願いします。

○教育総務部長

今、お話をいただきましたように、教育施設の現場にも職員がおりまして、原材料を直接購入して、その都度改修、修繕をさせていただいております。先日の台風の際、翌日はちょっと動くことができませんでしたので、翌々日の火曜日、朝一番に浜須賀中学校にお邪魔させていただいて、どういう状況かというのを教育長と校長先生と一緒に現場を見せていただきました。皆様ご存じのように、入口の鉄の門が逆に開いた関係で、蝶番が4本とも壊れているような状況。門は鉄の塊でございますので、そういうのも早期に安全確保が必要だと思います。

今お話のような形をいただいておりますが、浜須賀中学校は50年近く経っているというところで、教育予算は限られてはおりますが、それぞれ現場を見せていただく中で、平成30年度につきましては11カ所ほど、約330万円をかけての修繕、平成29年度につきましては、16カ所、約350万円をかけさせていただき、直接の工事以外の業者への委託をお願いして修繕をさせていただいているところです。状況につきましては、私も十分認識をさせていただいております、排水も良かったというところではありましたが、雑巾がものすごく廊下に置かれているような状況も踏まえまして、一刻も早いような対策を考えていきたいと考えているところでございます。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

ぜひ早急な対応をお願いいたします。次に移ってよろしいでしょうか、20ページの児童クラブについて。待機児童問題、いかが推移しておりますかということです。これについての子ども育成部長、回答をお願いいたします。

○子ども育成部長

児童クラブと言いますのは、保護者の皆様が働いているなどによって、子どもが小学校を終わった後に、放課後の時間、遊びとか生活とか、そのような場を提供していく事業、これが児童クラブと言います。現在、各小学校区に1カ所以上ずつ、全体で公設、民設合わせて30カ所あります。現在、児童クラブの利用者数も年々増えていまして、これは共働きのご家庭が増えているのですけれども、平成26年度から児童クラブの待機児童が発生しておりまして、平成26年度時点から比べると、入所児童数も445人増えています。平成31年4月時点で、1,698人という入所児童数となっています。

公設民営児童クラブの整備と民設民営児童クラブの整備ということで、まず、児童クラブの施設をどんどん増やす。こういったことで定員増加をさせていったわけですけれども、その保育事業というのは増加に追いつかないというのが現状です。

それで、市では平成30年2月に児童クラブの待機児童解消対策を策定いたしまして、施策に取り組んでまいりました。これは、目標を令和2年度、来年4月までに1年生から3年生までの低学年の待機児童を解消するというのを一番の目標として取り組む施策となっています。この中では、施設整備だけではなく多角的な視点から、1つは新たな民設民営児童クラブ、民間の力をお借りした児童クラブの設置。それと並行しながら、児童クラブに通っていない高学年向けの夏休みや春休みの長期休暇事業、こういったところは保護者の方が1日いない場合に子どもが非常に心配だ。そういう心配を無くし、安心して預けることができる。そういった事業を長期休暇の時期に行う。

また、小学校ふれあいプラザの事業については、各学校で放課後、体育館などで子どもの遊びを提供していただいておりますが、こういったものの拡充。松浪地区におかれましては、平成30年度から地域の皆様のご協力やご理解いただきまして、開催日数を週2回から週3回と増やしていただきました。本当にありがとうございます。こういったことで対策に取り組んでまいりました。それでも実際、児童数は若干増えている、この地区は横ばいということですが、現在の状況では、令和2年度の低学年の待機児童ゼロを達成することは非常に困難ということが見込まれています。

松浪地区におきましては、公設民営児童クラブは2カ所、富士見町と出口町にありまして、定員は121名となっています。ただし、松浪地区におきましても、高学年を中心とした待機児童が発生しておりまして、今年の5月1日現在で20名のお子さんが待機児童。そのうち低学年のお子さんも3人ということで、今後これが増えていくということで現在推計しております。

そういったことも含めて、松浪地区というのは優先度が非常に高いため、新たな民設民営児童クラブの設置を早期に行うことに、庁内全体で調整しております。今後調整していく中で、早期に対策や方向性を決めて取り組んでいきたいところでございます。

どう進むかということが分かった時点で、できるだけ早いうちに皆様にお知らせさせていただきたいと思いますので、地域への設置についてご協力をお願いしたいと思います。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

ありがとうございました。何か関連質問はございますか。

では次、その他の議題として2項目。21ページから22ページにかけて、浜竹一丁目自治会より自治会加入率の低下への対応策。低下傾向に歯止めがかかっていない、行政としても歯止めをかける対策を講じてほしい。総務部長からお答え願います。

○総務部長

それでは、総務部より自治会加入率の低下への対策についてお答えをさせていただきたいと思います。まず、ご質問にもございますように、昭和54年では自治会加入率98.17%。それが今年度4月1日現在では74.9%ということで、今年度75%を割ったということがございます。

自治会の役割につきましては、皆様ご存じのように、本日の議題にも多々出ておりますけれども、防災や防犯、環境や見守りといったような、地域の共助の要ということで、地域づくりに大きな役割を果たしていただいているところでございます。日ごろから大きく市民生活を支えていただいていることに対しましては、感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

本市の自治会加入に関する取り組みでございますけれども、これまでも加入促進のパンフレットを作成しまして、不動産会社へのパンフレットの配布の依頼、それから、茅ヶ崎市に転入された方へ市民課などの窓口でパンフレットの配布。こういったこともしてきたところでございます。

また、平成30年度から本市への転入手続で市役所を訪れられる方々への意識づけとしまして、市役所庁舎内のデジタルサイネージを活用しまして、自治会加入に関する啓発の映像を流しております。画面にございますように、「自治会へ入ろう。地域とつながることは面倒じゃない。世の中には一人じゃできないことが沢山ある。まずは本庁舎4階市民自治推進課へ」といった啓発の映像を流しているところでございます。

さらに、今年度中には神奈中バスの車内のデジタルサイネージでもこうした啓発の映像を表示する予定でございます。日々、バスを利用する不特定の方にも自治会加入の周知につながると期待をしているところでございます。

それから、まちぢから協議会につきましても、自治会がまちぢから協議会の基盤、ベースとなっておりますので、今年度中に茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会と協働しまして、仮称ではありますが「自治会加入率向上プロジェクト」を開始いたします。こちらのプロジェクトでは、自治会加入をめぐる現状の把握、独自の自治会加入促進事業の実施や、各自治会による加入促進に対する支援の検討を進める予定でございます。

いずれにしましても、これらの取り組みを通して、自治会の活動を多くの方に知っていただくことがまず重要だろうということで、自治会加入率の向上に向けまして、これからも地域の皆様と一体となって加入促進を積極的に進めてまいりたいと考えております。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

ありがとうございました。ご質問等ございますか、どうぞ。

○浜竹一丁目自治会長

浜竹一丁目自治会長でございます。今回質問として出させていただきましたのは、自治会加入率ということですが、現実には私どもで自治会の役員を毎年決めますが、本当に切実に苦勞しております。なぜこんなに皆さん役員のなり手がいないのか考えてみますと、自治会に対する加入率自身が低下している。これはどういうことなのか。ということは、自治会に対する住民の意識というものが随分希薄になってきているのではないかと思います。加入率を上げるようにするためには、自治会というものを住民に理解してもらう方法が一番なのでは。

それで、行政と住民と協働して何かしていかなければいけないのが現実ですので、そういった中で、自治会に加入をしてもらう1つの手段として、その辺をもっと行政面からも後押しをしていただきたい。私たちも自治会の中で、皆さんに自治会というのはこういうことをやっているということでお話はします。例えばごみ問題について、よく出てくるのが、「税金を払っているのだから、自治会に入っていないとたってごみは収集してもらえらるだろう」と。確かにそうですが、考えてみたら、私たちは集積所の管理をし、カラスネットも自治会が負担して出しています。しかし、そういったことは非会員の方は分かっていないですね。例えば、防犯灯1つにしてもそうです。今はLEDでそんなに壊れるとか消えるとかはないですけれども、そういったものも自治会が管理していますけれども、住民の方全体はそこまで意識していません。

ですから、私が考えますのは、最終的には教育問題にまで発展するのではないかと思います。というのは、地域と行政との関わりというものはどういうものなのかということを経験していただければ、住民の方はもう少し、自治会に対して協力的になるのではないかと思います。今回の質問を出させていただきました。

そういった意味では、松浪地区、例えば松浪中学校は結構協力的です。住民との関わりをいろいろやってくれています。私、会長になって3年になりますが、会長を辞めたいと思うのは何かといったら、役員を決めることが一番のネックです。これが毎年毎年大きなストレスになってきています。ですから、市でも自治会加入率への低下というのには悩まれているとは思いますが、小手先と言ってしまうのは失礼ですが、PRだけで済むものではなく、精神的なものまで教育できるような方法を何か取れないものかということで質問させていただきました。今後とも私たち自治会をうまく運営していく上では、どうしても必要です。これはどこ部局がということではなく、やはり市長の考え方1つかもありませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○総務部長

ご意見ありがとうございます。自治会の加入率の低下とともに、先ほどございました担い手不足、こういった声も市内多くのところで実際に聞くところでございます。冒頭お話ししましたが、自治会については、市としても地域の共助の要と認識をしております。こういったものをしっかりと市民の一人一人に伝えて、理解を求めていく。また、そ

ういった環境を整えていくということにご意見もいただきましたので、市としてもしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

ありがとうございました。質問ございますか、どうぞ。

○男性（常盤町自治会）

常盤町自治会です。先ほど申しましたように、私、自治会長を6年ぐらいやって、一昨年からは民生委員をやっています。それで、初めて分かったことがあって、民生委員というのはお年寄りを対象にしていますけれども、自治会員ではない方が結構いらっしゃることが分かりました。我々の常盤町自治会で言うと、自治会費が年間2,400円かかります。自治会費を払わなくもいいとしたいのですが、それでは自治会が成り立たなくなってしまう。そうすると、自治会加入率は低下する。

例えば、市から自治会費を個人に対して助成するとか、法律的にいろいろと条件があるかもしれないけれども、ちょっと考えてほしいです。例えば、2,400円というのは、普通の自助・公助・共助、共助に入れるような人にとっては大したことないと思いますが、ぎりぎりの生活をしている方は、年間2,400円でも本当に厳しい。それで、自治会に入ったメリットが何かあるかという、はっきり言ってそんなにない。精神的なものとか、絆を強める、一体感を強めるとか、そういうのは非常にありますけれども、実際に加入した場合に、2,400円に相当するリターンがあるかどうか。こういう考えはよくないかもしれませんが、実際にはそういう方がいらっしゃる。

例えば、自治会はどっちかというファミリーを中心としたイベントが多いですから、独身の方で自治会のイベントに自分は関係ないという考えもある。ですから、自治会加入率については、行政からそういう方を絞った減免措置みたいな、補助するようなことができないかどうか、ぜひ考えてもらいたいと思います。

○総務部長

ご意見ありがとうございます。経済的な支援という部分の検討については、難しさもあるろうと思います。先ほども申し上げましたが、まちぢから協議会につきましても、地区内の全ての住民の皆様を対象に活動しているといった活動の特徴もございますので、茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会と今年度、自治会加入向上プロジェクトと一緒に始めてまいりますので、その中でも様々な議論をしまして、少しでも共助が前に進むような取り組みが進められればということで検討してまいりたいと考えております。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

ありがとうございました。他にないようでしたら、次の議題に行きたいとけれども、よろしいですか。最後の23ページから24ページにかけて、運転免許証自主返納への行政支援ということで、茅ヶ崎では代替手段がある上、公的施設への多くが近距離で利用できる。他市町村の特典に鑑み、茅ヶ崎市でも自主返納を促進するよい機会ではないか。こんなことが出されていますので、市民安全部長からお願いいたします。

○市民安全部長

まず、高齢者の交通事故でございますが、今年の4月には池袋で重大な事故が起こっているというところは皆様ご存じの通りだと思います。思い起こしますと、昨年8月には市内の一里塚交差点で、やはり高齢者のドライバーによる交通事故もあったというところでございます。社会全体として高齢者の交通安全についての意識が、ある意味高まっている状況かと思っております。

お問い合わせのありました運転免許証自主返納の行政支援の関係ですが、市のサービスではないですが、神奈川県で高齢者の運転免許証自主返納サポートというものがございます。これは、「運転免許協力証明書」というもの。自主返納をした方が警察で代わりに証明書を出してくれますが、それをお持ちになられると、企業等の協力により割引サービスなどが受けられるということでございます。一部市内でもそういったものが受けられるものがございます。まずはそういった自主返納サポートについての周知を市のホームページ、広報紙等を使いまして、幅広くしていきたいと思っております。

また、車がなくても不便のない生活が送れるようなことにつきまして、公共交通機関の利用促進ということも都市部等の中でも進めているところでございます。また、自主返納したことによって不安な気持ちになるというところもございますので、相談体制の整備にも取り組んでございます。

では、市で何かインセンティブがあるもの、支援対策はあるのかということで、実際のところはないわけでございますが、ある意味、運転免許証を持っていない方との行政サービスの公平性という観点もあるのかと思っております。そんなことを勘案しながら、他の自治体の先進事例等も研究しながら、返納の一層の促進についての施策について、検討はしていきたいと思っております。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

どうもありがとうございました。他に何かご意見ございますか。どうぞ。

○男性（常盤町自治会）

私もそろそろ返納しなきゃいけないと思っておりますが、そもそもこの質問を見ると、自分が返納したときにどうするか。私は普通の店舗がただ安いよりも、公共交通機関をフリーパスにしてくれないと意味がないと思っております。そういうところでお願いしたいと思っております。

○市民安全部長

ありがとうございます。確かにそういったご意見もある、趣旨はそういったことなのかと思っております。ただ、受益者負担の観点等々もあります。例えば横浜市などにつきましては、高齢者のフリーパスを廃止しているという状況もあります。公共交通機関の利用促進という観点、または費用負担をどうしていくかということもございまして、その辺は総合的に検討を進めなければいけないかなと思っております。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

ありがとうございました。以上で本日の議事を閉めたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○建設部長

先ほどの都市整備関連の議題の中で、私道から公道への転用要望の中で1点、確かご質問があったと思いますが、この要件については市の独自のものかというお話がございまして、都市部からご回答は差し上げましたが、少し建設部から補足をさせていただきたいと思います。

この要件につきましては、全て市の独自ということではなく、建築基準法との絡みがあります。また、道路法もございまして。さらに、本市のまちづくり条例というものがございまして、開発などを行うときの要件も加味してございまして。そういった中で、市で定めているものでございまして。

もしかすると他の自治体では条件がそれぞれ異なるのかといった部分もありますし、同じようなところを引用しているというところがありますが、本市ではこういった要件のほかに、少し細かい部分で各課と調整をしていただかなければならないような部分もございまして、市に寄附できる私道がもしありましたら、市にご相談をしていただければということでご理解をお願いいたします。

○男性（緑が浜自治会）

緑が浜で民生委員をやっております。緑が浜のバス停留所設置の件で要望しておりますが、とても前向きな回答をしてくれてありがとうございます。要請した要件を少しご説明させていただきますけれども、緑が浜は人口が約2,200名でございます。それで、バスの停留所を作ってもらいたい付近のバス停は、浜須賀から茅ヶ崎学園の間にバス停がなく、この距離は約700メートルあります。県道30号沿いにマンションが6つほどあり、世帯数で言いますと94世帯ぐらいありますが、緑が浜の人口約2,200名の大体半分が県道30号沿いに住んでいます。ここは、バス停からバス停が約700メートル空いているので、ぜひともこの真ん中辺に停留所が欲しいということをお願いしています。マンションも築20年近くなっていますので、皆さん高齢になってきています。ぜひとも高齢者のためにもバス停を作っていただきたいなとお願いしているところでございます。よろしくご支援お願いいたします。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

本日は議題に取り上げませんでしたけれども、26ページに記載してある質問でございます。そこに回答が記載されています。回答は都市政策課になってはいますが、どうぞ端的にお答えを、時期とかできないとか、お答えいただきたいと思います。

○都市部長

回答としてはここに記載のとおりですけれども、今回改めてお願いに行ったところ、担当者の方の感触というのは非常に良いということ聞いております。ただ、社内、相手方

の会社はどの程度の対応かというのはまだまだ分からないので、こちらとしても引き続き、積極的に要望をまずお話しして、少しでも要望を叶えていただけるように努力していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。また、状況によって進展があればご報告したいと思っております。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

ありがとうございました。他になければ、会長からご報告したいと思っております。

○松浪地区まちぢから協議会会長

9月28日の14時から小和田公民館で、先ほどお話に出ています、令和3年度を始めとする次期総合計画について、茅ヶ崎市からご説明があります。小和田公民館で14時からですので、ぜひこの地区でも、今問題になりましたように、両方の中学校の問題がここで出る可能性がありますので、公民館にお出かけいただきたいと思っております。

それから今日は、「茅ヶ崎市長と話そう」ですけれども、「黒岩知事と話そう」というのが10月17日の16時30分から20時、藤沢の公民館ですけれどもありますので、引き続きいろいろと地域の問題についてご関心をお持ちいただきたいということで、ご紹介させていただきます。ありがとうございました。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

それでは、これで議題は終了しまして、本日の市民集会のまとめを市長からお願いしたいと思っております。多種多様な問題がありましたので、よろしく願いいたします。

○茅ヶ崎市長

たくさんの問題提起、どうもありがとうございます。

8月に各部の予算査定をさせていただきました。各部とも20%から30%シーリング、簡単に言えば、今までの予算の2割カット、3割カットという通達をさせていただきました。絞りきった雑巾、もう絞れないよというぐらいの状況でございますけれども、今、いろいろとご指摘いただきましたことをしっかりと優先順位をつけながら、特に学校施設というのはお子さんがいますから、しっかりと守っていかなくちゃいけないと思っております。貴重なご意見をいただきましたので、しっかりとご回答をしていきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○司会（松浪地区まちぢから協議会副会長A）

市長、ありがとうございました。それでは、最後に、松浪地区まちぢから協議会副会長（B）より閉会のご挨拶をお願いします。

○松浪地区まちぢから協議会副会長（B）

皆さん、長い時間ありがとうございました。今日は市民集会ということで、市長をはじめ、両副市長、各部長と、我々松浪地区の社会のためにお集まりいただき、いろいろとご意見、ご回答もいただきました。まだ積み残しがいっぱいあります。積み残しというのは、

去年、一昨年から始まっているごみ問題、これもいろいろ意見が出ていましたけれども、本当にごみ問題は地域によってあります。私のところの地域もごみ問題では悩んでいますけれども、今日の回答でもはっきりした回答は出ていません。これは行政でこうするという意見が出ないからですね。それに、予算があまりないのでと先ほども言われましたけれども、本当に行政としては予算がないかもしれませんが、そこを何とか我々松浪地区に少しでも多く出していただいて、今日出た課題を1つでも片づけていただくことを期待して、市民集会を開いています。また来年同じようなことがないように、市長、よろしくお願いしたいと思います。

そして、松浪地区はいろいろとうるさいから、行政の方々は予算を取るのをやめようと言わないでください。我々市民、何事も苦しんでいますから、これも行政の皆さんの力があって、我々も力を出します。一つよろしく願いして、本日の市民集会を終わらせていただきます。ありがとうございました。